

消費者の権利を守るために

- 「消費者の四つの権利」を明らかにしたのは (**ケネディ**) 大統領である。
- 消費者保護のため、一定期間内であれば、訪問販売などで買入れた商品の契約を解除できる (**クーリング・オフ**) 制度や、欠陥商品で消費者が被害を受けたときの企業の責任を定めた (**PL**) 法がある。
- 消費者行政を一元化するため、2009年に (**消費者**) 庁がおかれた。

(1) 右の資料1のような不当な契約条項があった場合、契約を取り消すことができることなどを定めた、2000年に制定された法律は何ですか。

(**消費者契約法**)

資料1 契約の取り消し要件の例

- 重要な項目について、事実とは異なることを伝えた。
- 消費者の不利益になる事実をわざと伝えなかった。

(2) 消費者保護基本法は、2004年に何という法律に改正されましたか。

(**消費者基本法**)

(3) (2)の法律でわたしたち消費者に求められているのは、「(**自立**)した消費者」になることである。

(4) 消費者問題への対応として国が最初に定めた法律を、次から一つ選びなさい。

(**消費者保護基本法**)

[**消費者基本法**、**製造物責任法**、**消費者保護基本法**]

(5) 2000年に制定された、契約上のトラブルから消費者を守るための法律を何といますか。

(**消費者契約法**)

(6) 消費者行政を一元化するため、2009年に設置された官庁を何といますか。

(**消費者庁**)

(7) わたしたち消費者には、「自立した消費者」として行動することが求められている。自立した消費者とはどのような消費者か。

「判断」「知識や小情報」の2語を使って書きなさい。

(**自ら知識や小情報を収集し、自分で適切に判断する消費者。**)